

障害者虐待に係る市町村からの質疑事項について

資料5

《質疑①》 ※2021年度第二回本実務担当者会議から再掲

確固たる証拠がないものの事業所側が虐待認定を受け入れたため、改善のための指導を行うことができる場合がある。このようなケースで虐待認定の仕方が強引であると市町村が非難されるようなことはあるか。

また、最近では事業所と（勤怠関係や支援方針の理念などで）行き違いのある職員が（事業所に対して腹いせをするかのように）虐待通報をしてくるケースが散見する。仮に複数の職員からの証言だったとしても、フラットな立ち位置ではない職員からの証言は虐待認定の上で問題ないか。事業所と通報者がこじれた関係にある場合、両極端な主張をするため事実確認が非常に難しい。

《回答①》

客観的な証拠がなくとも、目撃証言によって虐待認定ができる場合もあると考える。事業所と行き違いのある職員については、虚偽供述の可能性や、誇張された供述の可能性（無意識の場合も含む）があるため、慎重に判断せざるを得ない。また、虐待者の自白のみに頼ることも危険である。

目撃証言の信用性については、目撃者の供述内容の具体性、供述内容が客観的な証拠と整合するか否か、目撃者と虐待現場の距離、角度、状況等、虚偽供述の動機の有無などを基準に考えることになると思う。

《本県からの意見等》

市町村として虐待の有無を判断する場合、その根拠を明確にする必要があります。ただし、特に施設従事者等による障害者虐待の事案においては調査権限に限りがあるため、目撃証言のみで判断する場合も想定されます。この時、証言の信用性を十分に検討する必要があると考えます。

《質疑②》

18・19歳の家族が虐待した疑いのある場合、18歳以上を成人とする民法改正に伴い、必要な場合は、保護者（養護者）の同意を得ることなく、18・19歳の虐待者に直接、聞き取りを行っても問題はないか。

《回答②》

18・19歳の虐待者に、保護者（養護者）の同意を得ることなく、直接聞き取りをしても良いと考える。

法理論だけで考えれば、従前より18・19歳の虐待者に必ず親権者の同意を得た上で聞き取りをすべきだったとは言えない（契約などの法律行為には親権者の同意が必要だった）。このことは、18歳未満の子が障害者虐待を行い、その行為が同時に犯罪行為に該当しうる場合に、その子の親権者の同意がなくても取調べができる事を考えれば明らかだと考える。しかし他方で、未成年者から聞き取りをする際に親権者の同意を得ずに聞き取りされることに抵抗を感じる親権者が多いことは想像できる。

例えば、民法改正に伴い、「18歳で成人となったため、御両親の同意は確認せずに直接ご本人から聞き取りました。」という説明をしてもよいかもしれません。

障害者虐待防止法が定める「障害者虐待」は、民法上の不法行為に該当する場合がほとんどすべてであると考えられる。不法行為については、未成年であっても「自己の行為の責任を弁護するに足りる知能」を備えていれば損害賠償責任を負う（民法712条。今回の民法改正前からの規定）。この責任能力は概ね11～13歳の間に備えられると判例上されている。そのため、18・19歳の虐待者については、従前より、虐待者自身の不法行為責任を追及することになる。ただし、未成年者が加害行為を行い、当該未成年者に責任能力がある場合でも、父母などの監督義務者が監督義務を懈怠したとして、民法709条の損害賠償責任を負う場合はある。

なお、民法改正によって、18歳で成人とされるようになった以上、成年となった18・19歳の父母は、子に精神障害がある場合等を除いて、子に対する監督義務違反による不法行為責任は認められないと考えられる。

《本県からの意見等》

障害者が家族から虐待されている疑いがあれば、引き続き、年齢に関わらず、当事者から事情の確認をお願いします。なお、その後の養護者支援の観点から、必要に応じて、養護者へ事前に説明する等して、対応をお願いします。

《質疑③》

共同生活援助において、事業所が利用者から徴収している実費を一日、運営本部が管轄しており、事業所が十分な食事を提供できていないのではないかという疑いがある。障害者福祉施設従事者等による虐待か否かの判断を行う際、「十分な食事、栄養管理」はどの程度の基準とすべきか。利用者に（栄養失調を原因とする）疾患等が確認できなくても、虐待と判断することは法的に問題になりうるか。共同生活援助では、管理栄養士の配置が必須とされてないため、虐待と判断したことに対して、不服等を訴えることはないか。

《回答③》

まずは、契約書・重要事項説明書等では、実費についてどのような規定になっているか確認する必要がある。実費として事業所が得た金銭が、別の目的で使用されている等であれば、経済的虐待に該当しうる。

「十分な食事、栄養管理」について、明確な判断基準はないと思われる。しかし、継続した体重減少や体調不良があれば、放棄・放置に該当しうる。また、食事の提供内容が社会通念上不適切であれば、虐待と判断して指導する場合もあると考える。

《本県からの意見等》

徴収された費用が法人本部で回収され、その後、利用者へ還元されていない部分があるのであれば、経済的虐待になり得るものと考えます。また、「十分な食事、栄養管理」の判断は難しいところですが、すくなくとも、継続した体重減少や体調不良があれば、明らかな医学的診断がなくても身体的虐待や放棄・放置に該当する場合はあると考えます。

《その他①》

療育手帳（C判定）・成人で高校・大学へ進学し、大学院か留学、その後、総合職でバリバリ働きたい意欲のある障害者に対して、家族が否定する言動をしたこと等について、障害者本人は心理的虐待等を訴えている。

虐待の疑いとして調査・対応を行うべきか、障害者差別等、別の観点で対応した方が良いか。

《本県からの意見等》

障害者虐待の疑いがあるとして、調査・対応を行うことで問題はないと考えます。関係する親族に可能な限りヒアリング等を行い、家族の意向や普段の関わりを確認して、適切な相談機関に引き継ぐ等、調整が必要と考えます。

《その他②》

障害者福祉施設従事者からの虐待事案で通報があった際、施設まで聞き取り調査に行っているが、施設が狭く、周囲に声が聞こえたりして、適切に聞き取れる場所がない場合もあり得る。その際、施設従事者等を市区町村まで呼び寄せることは可能か。

《本県からの意見等》

障害者虐待防止法における初動対応で市町村が行う事実確認調査は任意の確認となるため、当該施設・事業所の協力のもと実施されるものです。

関係職員等への聞き取りにおいては、環境面にも十分に配慮して実施される必要があり、職場内で実施することの心理的影響も考慮して、必要に応じて、市区町村役場内等で場所を確保して実施する方法も考えられます。

《その他③》

障害者福祉施設従事者からの虐待事案において、当該事業所が自主的に報告してきた場合、報告内容から軽微なもの（外傷がない等）であれば、市町村の判断により、改めて事実確認調査を行わず、虐待とまでは判断しないことは差し支えないか。

《本県からの意見等》

本年度より、全事業所において虐待防止委員会が設置される等して、権利擁護の意識が高まり、当該事業所からの自主的な報告・相談の増加が期待されます。しかし、内部調査では職員が真実を話せていない、不都合な情報が取り扱われていない等の可能性もあるため、それだけをもって虐待を判断することは不十分と考えます。

報告内容も参考に、他の事案と同様、改めて事実確認調査を行った上で、適切な判断をお願いします。